

みんなの らいふ

前橋市自立支援協議会広報 みんなのらいふ 第5号

発行日 平成26年5月15日

題字： 八木 香 様 (デイケアあしたば)

発行元：前橋市自立支援協議会

お問い合わせ先：

前橋市障害福祉課 前橋市自立支援協議会

広報啓発ワーキンググループ事務局

電話027-220-5713 Fax027-223-8856

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/125/139/p002057.html>

自動車改造で活動範囲が広がります

～前橋市在住 細野さん～



◎運転補助装置がついた自動車で活動範囲を広げ、日常生活や余暇に活用している市内在住の細野さんにインタビューしました。

Q 「いつ頃から車を運転していますか？」

A 「昭和47年ごろ運転免許を取り、自動車に運転補助装置をつけてもらい、埼玉県本庄市まで片道20kmの距離を車で通勤していました。若い頃は、友達と交代で運転して、金沢の兼六園や中尊寺など遠くへ行ったこともあります。」

Q 「どんな運転補助装置がついていますか？」

A 「左手で操作レバーを前方に押しとブレーキ、手前に引くとアクセルになる装置と片手で容

易に操作できるようにハンドル旋回装置がついています。」

Q 「現在は、車でどんなところへ出かけられますか？」

A 「週2回ぐらい買い物に行ったり、週2、3回伊勢崎市の県立ふれあいスポーツプラザへ、アーチェリーなどのスポーツをするために出かけます。」

Q 「車の改造は大変ですか？」

「最初の車は、購入した車を東京の業者に改造してもらいましたが、12年間乗っている今の車は、市内の業者へ依頼して改造してもらいました。」

車いす収納装置が自動車改造費補助金の対象に

前橋市障害福祉課より

平成26年4月から自動車改造費補助金の対象が拡大されました。車いすを収納するための装置を新たに設置、改造等を行う場合についても新たに補助対象となりました。車いすを使用する障害者自身が自ら所有する自動車の運転を行い、収納装置を操作することなどが条件です。補助金額の上限は20万円です。

必ず改造前に申請することが必要です。改造後は申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

なお、ハンドル、ブレーキ、アクセル等の改造も今までどおり補助対象としています。この場合の補助金の上限は10万円です。

【お問合せ先】 220-5711 障害福祉課福祉サービス係

平成25年度 前橋市自立支援協議会の活動報告

前橋市自立支援協議会では、年間を通じて各種会議を開催し、障害福祉における地域課題の解決に向けて活動しています。今回は、平成25年4月から平成26年3月までの活動について、部会活動を中心にご報告します。

1. こども部会

障害をお持ちのお子さんの生活には、教育や医療、福祉など様々な専門職員が関係して支援を行います。そして、保育所や幼稚園児から小学生、中学生へと成長する過程で、関わる専門職員や機関が変更する場合があります。この様な状況の中で、障害をお持ちのお子さんに関わる複数の専門職員が、情報を共有して1つチームとして支援できるように、ネットワーク体制の確立に向けた取り組みを行いました。12月10日には「前橋市児童発達支援研修会 知ろう療育！～よりよい支援のために～」を開催し、こどもに関わる99名の専門職員が参加しました。

2. 就労支援部会

企業に対して、障害者への理解を深めてもらい雇用へ繋げることを目的として、11月22日に「企業と福祉の情報交換会～障害者雇用を進めるために～」を開催しました。当日は、就労をめざして就労移行支援事業所で訓練している障害者の映像を放映したり、企業の雇用担当者と就労移行支援事業所の支援員が意見交換を行いました。

3. 生活支援部会

障害者団体や民生委員児童委員の代表者、障害福祉事業所、社会福祉協議会など、幅広いメンバーを部会員として活動しました。本年度は2つのワーキンググループを設置し、「障害者の社会参加促進」と「長期で入院している精神障害者の退院促進について」の協議を行いました。

4. 広報啓発ワーキンググループ

広報誌「みんなのらいふ」を8月1日に創刊し、以降11月、1月（みんなのフェスタ特集号）、2月に定期的な発行を行いました。紙面には障害をお持ちの方にも登場していただき、有意義な情報や本協議会の情報をみなさまへお届けすることを目指しました。また、啓発事業では1月26日に「第2回 みんなのフェスタ」を開催しました。当日は541人の皆さんにご参加いただき、障害者によるステージ発表（和太鼓演奏、ダンス、合唱）と、「ころとん」の作品展示が行われ、盛り沢山な内容となりました。

5. その他の会議

前橋市自立支援協議会の運営のため、全体会（4月23日、11月21日）や運営調整会議（毎月1回）を開催して、協議会としての方向性などを協議しました。また、個別支援会議では、委託相談支援事業所を中心としたメンバーにより、事例検討を行い、協議会で取り組むべき課題の抽出作業などを行いました。

会長あいさつ

このたびは、「みんなのらいふ」をご覧いただきありがとうございます。前橋市自立支援協議会は、障害をお持ちの方が地域で普通に暮らすことのできるまちづくりを目指して活動しています。そして、障害をお持ちの方もそうでない方も、互いに人格と個性を尊重しあい、みんなで一緒に生きていくという、共生の地域社会の実現を目指しています。そのためにも、障害福祉の関係者だけでなく、障害者の支援にご理解をいただける多

前橋市自立支援協議会会長 横澤孝義

くの方々とともにネットワークをつくり、支援の輪を広げていくことが、障害のある方と共に生きるまちづくりの一步になると思います。本誌も今回で第5号となります。これからも、自立支援協議会の取り組みや、みなさまの役に立つ情報を、本誌を通じてお知らせしたいと考えております。今後とも自立支援協議会の活動にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成26年度前橋市自立支援協議会について



昨年度（平成25年度）全体会の様子

前橋市では、障害者総合支援法に基づき、平成19年より自立支援協議会を開催しています。自立支援協議会では、「障害のある人が、地域で普通に暮らせる街づくり」を目指して、相談支援事業所、障害者団体代表者、医療・保健関係者などが協議を行っています。自立支援協議会での取り組みの成果として誕生したものとして、「医療的ケア」のサービスがあります。これは、導尿などの医療行為が行える看護師を幼稚園や学校に派遣する制度で、幼稚園児や児童が利用しています。また、各種勉強会や講演会、障害児者のサークルによるステージ発表会「みんなのフェスタ」など、障害福祉啓発イベントも開催しています。

《 組織図 》

全体会（年2～3回）

委託相談支援事業所、サービス事業所、医療、教育、就労などの関係者23名が委員となり、前橋市としての課題を共有して対策を協議します。



運営調整会議（毎月1回）

自立支援協議会の会長、委託相談支援事業所、市障害福祉課により協議会全体の運営状況を確認し、方向性を検討します。



個別支援会議（奇数月開催）

委託相談支援事業所や保健所などが集まり、相談事例の検討を行い、前橋市としての課題を分析します。



特定課題会議（専門部会）（毎月または隔月開催）

自立支援協議会の委員や障害福祉課により、前橋市における各分野の課題について整理し解決策を検討します。

就労支援部会

企業に対する障害者雇用のための情報提供や、障害者に向けて就労意欲が向上するための活動を行います。

地域移行定着部会

病院を退院した後に、地域で暮らすために必要なシステム作りについて検討します。

療育ネットワーク推進会議 （前橋市障害児等療育支援事業）

こども部会

障害児に関わる各機関が、情報共有し、チームとして支援できる体制強化に取り組みます。

生活支援部会

地域共助の仕組みづくりについて検討し、モデル地区を設置して検証します。

広報啓発部会

本協議会の広報紙の発行を行います。また啓発イベント開催について取り組みます。



ワーキンググループ（随時開催）

部会で整理した課題について、具体的な解決策を専門的に検討します。

前橋市指定相談支援事業所の一覧

障害福祉サービスや児童通所支援を利用するために必要な、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成する市内の事業所は下表のとおりです。

事業所名	所在地	電話番号	主たる対象者
前橋市障害者生活支援センター	日吉町二丁目17-10	236-0001	身・知・精・児
地域活動支援センター ピアーズ	日輪寺町176-1	230-8017	身・知・精
赤城野荘障害者相談支援事業所	日吉町二丁目17-10	236-0001	身・知・精・児
相談支援事業所 ドアーズ	下大島町596-1	266-8826	身・知・精
あいので相談支援事業所	上佐鳥町560-3	289-4433	身・知・精・児
青空相談支援事業所	上増田町178	266-2221	身・知・精・児
障がい福祉相談支援事業所 ぽっか	新前橋町16-36 新前橋ビル101号	226-5272	身・知・精・児
ぽかぽか	江木町1231	269-3620	児
あかぎ相談支援事業所	富士見町小沢117-7	289-5327	身・知・精・児
メンタルヘルス指定特定相談支援事業所	小相木町278-1	226-0225	身・知・精・児
ひとこし発達相談室	城東町三丁目20-7	260-6888	知・児
相談支援事業所 ゆりのき	江木町1241	269-2531	精
相談支援事業所アベリア	青柳町983-1	233-1900	知・児
相談支援事業所セロリ	元総社町152-15	254-0677	身・知・児

※身=身体、知=知的、精=精神、児=児童

身体障害者手帳の認定基準が変わりました

前橋市障害福祉課より

平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準が一部変わりました。（平成26年3月末までに認定を受けられている方の等級の変更はありません）

◆心臓にペースメーカー等を入れた方は、一律に1級に認定されていましたが、平成26年4月からは、ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて1級、3級、4級のいずれかに認定されることになりました。

◆人工関節等を入れた方は、股関節又は膝関節は一律4級に、足関節は一律5級に認定されていましたが、平成26年4月からは、術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて股関節又は膝関節は4級、5級、7級、非該当のいずれかに、また、足関節は5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定されることになりました。

【お問合せ先】220-5711 障害福祉課福祉サービス係

障害程度区分が障害支援区分に変わりました

前橋市障害福祉課より

平成26年4月より改正総合支援法が施行され「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、知的、精神、発達障害者等の障害の特性が一次判定（コンピューター判定）において適切に反映されるよう、認定調査項目や認定調査における判断基準の

見直しなどが行われました。平成26年4月1日以降の新規（又は更新）申請から適用されます。これまでのサービス利用に変更はありません。この改正について特別な手続き等は必要ありません。

【お問合せ先】220-5712 障害福祉課生活支援係

編集後記

桜の花とともに新年度を迎え新たな一歩を踏み出されたことと思います。5月を迎え、早や新緑輝く季節となりました。少しずつ新しい環境に慣れてきたところではないでしょうか。「みんなのらいふ」も2年目を迎え皆様の

身近な新聞を目指し今年もお役にたてればと思います。読者の皆様からの生活に便利で役に立つ情報もお待ちしています。今年度もよろしくお祈りします。



挿絵：登丸 清子 様